

# 横浜市まちづくりコーディネーター等派遣要領

制 定 平成20年3月19日 都地ま第2022号（局長決裁）

最近改正 令和8年5月29日 都地ま第209号（局長決裁）

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第3条から第7条までに定める地域まちづくり相談事業及び第8条から第9条までに定めるまちづくり支援団体育成事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、支援制度要綱の例による。

## 第2章 まちづくりコーディネーター等の派遣

### 第1節 地域まちづくり相談事業

（派遣の申請）

第3条 支援制度要綱第3条の派遣を受けようとする者は、まちづくりコーディネーター等派遣申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の派遣を受けようとする者は、当該年度において、1回申請書を提出することができる。ただし、地域まちづくり活動の進捗等により派遣の追加が必要と認められるときは、この限りではない。

（派遣の決定）

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、派遣を受けて行う地域まちづくり活動の目的及び内容を調査し、適正であると認めたときは、速やかに派遣の決定をするものとする。

2 市長は、前項の調査の結果により、派遣しないことと決定したときは、前条の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（派遣の決定の通知）

第5条 市長は、前条の派遣の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに次に掲げる事項を記載したまちづくりコーディネーター等派遣決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(1) 派遣の決定の内容

(2) 派遣条件

2 市長は、前条の派遣の決定をしたときは、派遣するまちづくりコーディネーター等に対し、まちづくりコーディネーター等派遣依頼書（第3号様式）により派遣を依頼するものとする。

3 市長が前項の依頼をまちづくり支援団体に行ったときは、まちづくり支援団体は、当該団体に属する資格構成員を派遣しなければならない。

(派遣の報告)

第6条 派遣の依頼を受けたまちづくりコーディネーター等は、派遣先の団体が行う勉強会、見学会等に派遣された場合、原則として、派遣後二週間以内に、まちづくりコーディネーター等派遣状況報告書(第4号様式)(以下「派遣状況報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の派遣状況報告書が提出されたときは、派遣先の団体にその内容を確認するものとする。

第2節 まちづくり支援団体育成事業

(まちづくり支援団体育成事業)

第7条 第3条から前条までに掲げる規定は、支援制度要綱第8条の派遣について準用する。

第3章 雑則

(その他)

(まちづくりコーディネーター等の複数派遣)

第8条 支援制度要綱第3条第2項の規定により市長が地域まちづくり活動団体が行う地域まちづくり活動の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、まちづくりコーディネーター等の派遣を受けて行う地域まちづくり活動団体の活動内容が、ワークショップ等の討論会及び複数のテーマによる勉強会の開催等、まちづくりコーディネーター等を複数派遣する必要があると判断できるときとする。

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則(制定 平成20年3月19日都地ま第2022号、局長決裁)

この要領は、平成20年3月19日から施行し、平成20年度予算にかかる派遣から適用する。

附 則(改正 平成23年7月29日 都地ま第679号、局長決裁)

この要領は、平成23年10月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(改正 平成24年3月20日 都地ま第1830号、局長決裁)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成27年4月1日 都地ま第1810号、局長決裁)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成29年3月28日 都地ま第1786号、局長決裁)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(改正 令和8年5月29日 都地ま第209号、局長決裁)

この要領は、令和8年5月29日から施行する。

## まちづくりコーディネーター等派遣申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市 市長

申請者

団体名	
地域まちづくり グループ登録番号 または 地域まちづくり 組織認定番号	
所在地	〒
代表者 職・氏名	

横浜市地域まちづくり支援制度要綱（第3条・第8条）に定めるまちづくりコーディネーター等の派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

団体がまちづくりコーディネーター等の派遣を受けて行う地域まちづくり活動の目的	
団体がまちづくりコーディネーター等の派遣を受けて行う地域まちづくり活動の内容（概要）	
派遣希望回数	回（年間上限12回）
まちづくりコーディネーター等の派遣希望日	
派遣を希望するまちづくりコーディネーター又はまちづくり支援団体名	

## まちづくりコーディネーター等派遣決定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請がありましたまちづくりコーディネーター等の派遣については、次のとおり派遣の決定をいたしましたので、通知します。

派遣回数	回
まちづくりコーディネーター等の派遣予定日	
派遣するまちづくりコーディネーター又はまちづくり支援団体名	
派遣条件	<ol style="list-style-type: none"><li>まちづくりコーディネーター等の派遣を受けて行う地域まちづくり活動の目的及び内容又は派遣予定日を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。</li><li>まちづくりコーディネーター等の派遣を受けて行う地域まちづくり活動を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。</li></ol>

## まちづくりコーディネーター等派遣依頼書

第 号  
年 月 日

（まちづくりコーディネーター等）様

横浜市長

次のとおりまちづくりコーディネーター等の派遣を決定しましたので、地域まちづくり相談事業にかかる業務を依頼します。

派遣する団体名	
派遣回数	回
派遣予定日	
団体がまちづくりコーディネーター等の派遣を受けて行う地域まちづくり活動の目的	
団体がまちづくりコーディネーター等の派遣を受けて行う地域まちづくり活動の内容（概要）	
備考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 派遣に際し、市長が必要とする場合は事前打合せを行ってください。</li><li>2 原則として、派遣後二週間以内に、まちづくりコーディネーター等派遣状況報告書（第4号様式）を提出してください。</li></ol>

# まちづくりコーディネーター等派遣状況報告書

年 月 日

（報告先）

横浜市 長

報告者（まちづくりコーディネーター等）

年 月 日 第 号で派遣依頼を受けましたので、派遣先の団体が行った会議内容等について、次のとおり報告します。

団体名			
会議内容等			
日時	月 日 ( )	:	～ :
会場		派遣回数	回のうち、 回目
参加者			
(決定したこと等)			
(今後の課題、検討事項)			
添付資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	次回派遣予定	<input type="checkbox"/> 有 ( 月 日) <input type="checkbox"/> 無

※1 その他報告事項がある場合は、別紙にて報告をお願いします。（任意様式）

※2 原則として、派遣後二週間以内に提出してください。

※3 補助員が同行した場合は、参加者欄に補助員氏名を記入してください。

横浜市 使用欄	派遣先の団体に確認しました。 相手方氏名	確認年月日
		年 月 日